資料提供

2024年2月5日(月)

防災 · 危機管理部原子力安全対策課

担 当; 榎本

内 線; 2915

外線直通; 029-301-2916

東海第二発電所における天井部電線管の火花等の確認について

下記のとおり、原子力安全協定に基づく事故・故障等に該当する事象が発生したので、お知らせいたします。

なお、本事象は、作業者が照明スイッチを「入」にした際に火花を確認した後、直 ちに当該スイッチを切り、火花がなくなったものであり、拡大性はなく、<u>周辺の環境</u> に影響を与えるものではありません。

また、本件については既に事業者から公表されており、本日改めて現場確認をした 公設消防より「火災」であると判断されたものであります。

記

1 発災日時(確認時刻)

2024年 2月 2日(金) 10時05分

県への第一報 10時28分

2 発災場所

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 原子炉建屋 2 階 原子炉冷却材浄化系ポンプ (A)室 (管理区域)

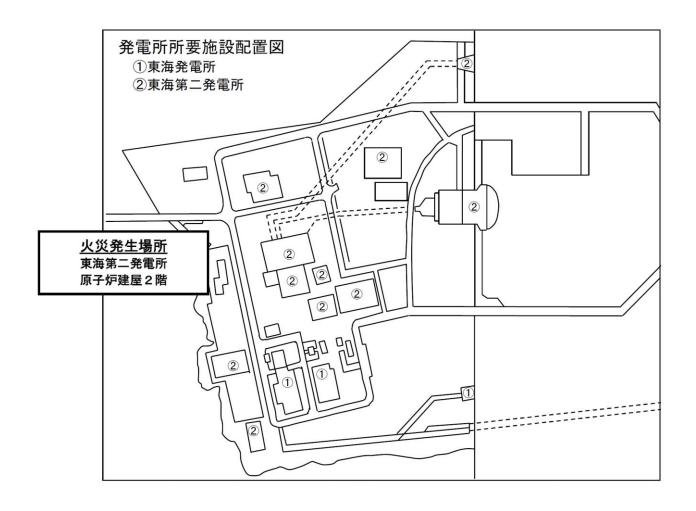
3 状 況

(1) 事象の概要

- ・ 2024年2月2日10時05分頃、東海第二発電所の原子炉建屋2階 原子炉冷却材浄化系ポンプ(A)室(管理区域)において、作業員が天井用照明スイッチを入れたところ、天井部の電線管付近に火花を確認した。このため、直ちに当該スイッチを切とし、火花はなくなった。また、火花が確認された電線管に開口及び周囲の天井に焦げ跡らしきものが確認された。
- ・ 日本原電は、同日10時16分に一般回線にて公設消防に通報し、同日11 時20分に、現場を確認した公設消防より、火災・非火災の判断のためには電 線管の内部を確認しなければならず、判断に時間を要する旨説明を受けた。
- ・ その後、2024年2月5日14時40分、改めて現場確認をした公設消防 より本事象は「火災」であると判断された。
- ・ 本件火災は、原子炉等規制法に基づく報告事象には該当しないが、原子力事 業所敷地内における火災は、原子力安全協定に基づく事故・故障等に該当する。
- (2) 放射性物質の漏えい; なし
- (3) 環境への影響; なし
- (4) 人の汚染・被ばく; なし

【添付資料】

- · 東海 · 東海第二発電所 施設配置図
- 状況写真



東海・東海第二発電所 施設配置図



当該赤枠部分に 焦げ跡を確認



左図拡大図:電線管に穴を確認



原子炉建屋2階 原子炉冷却材浄化系ポンプ(A)室

状況写真